

黒部川水系河川整備基本方針 本文新旧対照表

令和 8 年 1 0 月 1 6 日

国土交通省 水管理・国土保全局

黒部川水系

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
1	黒部川水系河川整備基本方針 平成 1 8 年 9 月 国土交通省河川局	黒部川水系河川整備基本方針 (変更案) 令和 年 月 国土交通省 水管理・国土保全局	

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	目次	目次	
	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 1 (1) 流域及び河川の概要 1 (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 5 ア 災害の発生の防止又は軽減 5 イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 . . . 7 ウ 河川環境の整備と保全 7 2. 河川の整備の基本となるべき事項 10 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 10 (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 . . . 11 (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 12 (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 13 (参考図) 黒部川水系図 巻末	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要 (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 ア 災害の発生の防止又は軽減 イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 . . . ウ 河川環境の整備と保全 2. 河川の整備の基本となるべき事項 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 . . . (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 (参考図) 黒部川水系図 巻末	

黒部川水系

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
3	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	
4	黒部川は、その源を富山県と長野県の県境の鷲羽岳（標高 2,924m）に発し、立山連峰と後立山連峰の間に峡谷を刻み北流し、黒薙川等の支川を合わせ黒部市愛本に至り、その後は扇状地を流下し、黒部市・入善町において日本海に注ぐ、幹川流路延長 85 km、流域面積 682 km ² の一級河川である。	黒部川は、その源を富山県と長野県の県境の鷲羽岳（標高 2,924m）に発し、立山連峰と後立山連峰の間に峡谷を刻み北流し、黒薙川等の支川を合わせ黒部市愛本に至り、その後は扇状地を流下し、黒部市・入善町において日本海に注ぐ、幹川流路延長 85km、流域面積 682km ² の一級河川である。	
5	その流域は、黒部市をはじめとする 2 市 3 町からなり、流域の土地利用は、山地等が約 99%、水田や畑地、宅地等が約 1%となっている。また、下流の扇状地を中心とする氾濫域は、約 6 割が水田として利用されている他、畑地や宅地等に利用されている。	その流域は、黒部市をはじめとする 2 市 3 町からなり、流域の想定氾濫区域内の関係 3 市町の人口は昭和 55 年(1980 年)と令和 2 年(2020 年)を比較すると約 9.1 万人から約 7.5 万人に減少し、高齢化率は 12.2%から 35.4%に大きく変化している。流域の土地利用は、山地等が約 98%、水田や畑地、宅地等が約 2%となっている。また、下流の扇状地を中心とする氾濫域は、約 60%が水田として利用されている他、畑地や宅地等に利用されている。	・ 時点更新 ・ 西暦追記 ・ 人口、高齢化率の追記
6	下流の氾濫域内には、黒部川扇状地に富山県の主要都市である黒部市や入善町があり、沿川では JR 北陸本線、富山地方鉄道、北陸自動車道、国道 8 号等の基幹交通施設に加え北陸新幹線が整備中であり、交通の要衝となっている。また、扇状地を利用した水稲が盛んである他、全国屈指のアルミ製品等の金属産業も立地しており、この地域における社会、経済、文化の基盤を成している。	下流の氾濫域内には、黒部川扇状地に富山県の主要都市である黒部市や入善町があり、国道 8 号、北陸自動車道の道路や、あいの風とやま鉄道、北陸新幹線の鉄道が整備され、日本海側の主要交通網が通過している。その他主要地方道や富山地方鉄道、黒部峡谷鉄道が流域を縦断する形で整備されており、交通の要衝となっている。 流域内には、黒部峡谷や宇奈月温泉に代表される観光資源が位置しており、観光産業が流域の主力産業となっている。黒部峡谷へは、令和 5 年（2023 年）に開湯 100 周年を迎えた宇奈月温泉街から黒部峡谷鉄道がトロッキ電車を運行しており、年間 40～60 万人もの観光客が利用している。また、上流の黒部ダムには富山県と長野県間の北アルプスを縦貫する山	・ 表現の適正化 ・ 時点更新

黒部川水系

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		岳観光ルートの「立山黒部アルペンルート」が整備され、登山客をはじめ多くの観光客が利用している。令和 8 年（2026 年）からは「黒部宇奈月キャニオンルート」が^{けやきだいら} 樺 平 ～黒部ダム間で一般開放されるなど、さらなる交流人口の増加が期待される。 また、昭和 26 年（1951 年）から昭和 32 年（1957 年）にかけて実施した流水客土による耕土の改良等により扇状地を利用した水稻が盛んである他、全国屈指の生産量となっているアルミサッシ等の軽金属産業や出荷額世界一位のファスナーをはじめとする機械・金属関連産業、豊富な地下水を利用した飲料産業等が集まっており、近年は大規模工場の進出も見られる。 沿川地域には日本三奇橋の一つである愛本刎橋跡、名水百選として選定された黒部川扇状地湧水群、国の天然記念物である入善町の杉沢の沢スギや、扇状地の湧水を活かした黒部市生地の共同洗い場等があり、流域の歴史や人々の暮らしと深く結び付き、この地域における社会、経済、文化の基盤を成している。	
7	一方、流域は約 4 割が中部山岳国立公園等の自然公園に指定され、黒部峡谷等の景勝地がみられる等、豊かな自然環境に恵まれているとともに、黒部川第四発電所をはじめとする発電、扇状地の豊富な地下水利用の他、様々な水利用が行われており、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。	一方、流域の約 74%が中部山岳国立公園等の自然公園に指定され、黒部峡谷等の景勝地が ^見 られる等、豊かな自然環境に恵まれているとともに、黒部川第四発電所をはじめとする発電、様々な水利用が行われており、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。	・時点更新 ・表現の適正化
8	黒部川流域は、上流域は 3,000m級の山岳が連なる立山連峰と後立山連峰に囲まれた典型的な羽状流域を成しており、その急峻な山岳地形は地質年代の地殻変動により急激に隆起したもので、その後、激しい侵食を受けた結果、「黒部峡谷」が	黒部川流域の地形は、 ^{おおなんじやま} 大 汝 山、 ^{つるぎだけ} 剣 岳等からなる立山連峰と、 ^{しろうまだけ} 鷲 羽 岳や白馬岳等からなる後立山連峰に囲まれた極めて狭く、かつ急峻な山岳地形である。黒部川は、その間を弓状に	・表現の適正化 ・黒部川扇状地の氾濫

黒部川水系

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	形成された。下流域は上流から流出した土砂により、愛本から下流に典型的な臨海性扇状地が形成されている。また、河口付近では、昭和 20～40 年代にかけて天井川の解消のために大規模な河道掘削等を実施しており、現在では天井川が概ね解消されている。昭和 30 年代後半から始まった砂利採取等により河床は低下傾向であったが、近年では砂利採取の規制や宇奈月ダム等の連携排砂・通砂により安定傾向にある。	流下する典型的な羽状流域の河川であり、流域の東部に 3,000m 級の後立山連峰が形成されていることから、降雨が集中し大洪水が発生しやすい傾向にある。また、わが国屈指の急流河川で、下流域においても河床勾配が 1/80～1/120 と急勾配であるため、洪水時の流れは速く、多くの土砂が移動し、中小洪水でも侵食が進行する。 その地形は、新第三紀以降の地殻変動により急激に隆起したのち、黒部川により激しい侵食を受け、「黒部峡谷」が形成されている。また、断層が本川に対して斜交又は直交するため、多くの支川が本川に対してほぼ直角に合流する。 扇頂部にあたる黒部市愛本から下流では、流出土砂による典型的な扇状地となっており、黒部川からの氾濫流が拡散し被害が拡大する危険性が高い河川であることから、流域全体での対策が必要である。 かつて愛本下流では川筋が幾筋にも分かれ、その川筋の多さから「黒部四十八ヶ瀬」とも呼ばれてきたことから、過去、黒部川は幾度となく洪水氾濫を引き起こしたことがわかる。	特性の追記
9	河床勾配は、上中流域は 1/5～1/80、下流域は 1/100 の我が国屈指の急流河川である。		・ 8 へ移動
10	流域の地質は、主に古生代～中生代の古期花崗閃緑岩類（船津花崗岩類）及び新第三紀の新期花崗閃緑岩類からなり、愛本から河口にかけては、第四紀完新世の砂礫層が分布し巨大な扇状地を形成している。花崗閃緑岩類は、河床部付近では切り立った急崖を形成し堅硬な岩盤を呈しているが、高標高部ではマサ状に風化し脆弱となっている。特に祖母谷、	流域の地質は、主に古生界～中生界の古期花崗閃緑岩類（船津花崗岩類）及び新第三系の新期花崗閃緑岩類からなる。また、後立山連峰白馬岳周辺には古生界の飛驒外縁帯の石灰岩、チャート、頁岩が分布し、立山及び源流部付近の雲の平周辺には第四紀火山噴出物、礫平周辺には飛驒変成岩類、鐘釣付近には飛驒外縁帯の石灰岩が花崗岩中の捕獲岩（花崗岩の上	・ 表現の適正化 ・ 黒部川流域の地質特性の追記

黒部川水系

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	祖父谷、^{じじだに}小黒部谷、^{こくろべだに}不帰谷等ではマサ状に風化した大崩壊地が形成されており、黒部川の土砂生産源となっている。	昇に伴って取り込まれた巨礫）としてそれぞれ分布している。花崗閃緑岩類は、河床部付近では切り立った急崖を形成し、堅硬な岩盤を呈する一方、高標高部ではマサ状に風化しており、脆弱となっている。特に祖母谷、^{ばばだに}小黒部谷、^{こくろべだに}不帰谷ではマサ状風化部で大崩壊地が形成され、その崩壊地面積比率は 5% で全国 3 位となっており、黒部川の大量の土砂生産源となっている。平成 7 年（1995 年）7 月洪水時には大量の土砂が流出し、黒部川中流部に約 600 万 m³ の土砂が堆積した。 黒部市愛本付近から河口にかけては、第四系の砂礫層が巨大な扇状地を形成しており、また、砂礫層が段丘を形成して扇状地の縁に沿って分布している。	
11	流域の気候は日本海型気候に属し、山間部の降水量は約 4,000mm を超え、扇状地部においても 2,000mm から 3,000mm に達する多雨多雪地帯である。	流域の気候は冬期の寒冷積雪と夏期の高温多湿により特徴付けられ、四季が明確な日本海型気候であり、国内有数の多雨多雪地帯である。黒部川上流域は、南北に縦走する立山連峰北部山稜と後立山連峰北部山稜に沿って偏西風が吹き抜ける際に発生する雨雲が、剣岳・立山等の標高の高い山にぶつかる位置にあるため、降水量が多くなっている。年平均降水量は下流域の朝日で約 2,700mm、扇状地より上流の宇奈月で約 3,600mm、さらに上流の峡谷地にある仙人谷で 4,100mm であり、全国平均 1,700mm を上回る。	・表現の適正化 ・黒部川流域の降雨特性の追記
12	上流域の大半が中部山岳国立公園に指定されており、豊かな自然と清流を象徴する優れた景観は、黒部峡谷、立山黒部アルペンルートという景勝地を生み出している。	上流域の河床勾配は約 1/5 であり、非常に急勾配となっている。大半が中部山岳国立公園に指定されており、豊かな自然と清流を象徴する優れた景観は、黒部峡谷等の景勝地や立山黒部アルペンルート等の国内有数の観光資源を生み出している。	・河床勾配の追記
13	上流域から中流域にかけての高山帯にはハイマツ群落や高山草原が分布し、亜高山帯ではコメツガ、チョウセンゴヨウ等の針葉樹、山地帯ではブナ、クロベと共に温暖帯性のツガ	植生は、針葉樹と広葉樹が混交する独特の植生であり、高山帯植生のハイマツや高山植物のニッコウキスゲ、亜高山帯植生のトウヒ、チョウセンゴヨウ、山地帯植生のブナ、ツガ、ク	・区間毎の植生、生物の追記

黒部川水系

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	林が広がり、カモシカ、ニホンザル等が生息している。流水は清冽であり水域にはイワナ・ヤマメ等が生息している。	ロベ等が幅広く分布している。山林には絶滅危惧種のライチョウ等の鳥類、絶滅危惧種のニホンカモシカ等の哺乳類が生息・繁殖しており、河川の瀬・淵ではニッコウイワナが生息・繁殖している。	
14	中流域は峡谷も徐々に開け、落葉広葉樹やスギ等の植生がみられ、水域にはカジカ、イワナ等が生息し小支川等は産卵場に適している。樹林に囲まれた溪流に生息するムカシトンボ、川の周辺の草地や河床にはカジカガエルやナガレタゴガエル、ハコネサンショウウオ等が生息している。	中流域の河床勾配は約 1/100 であり、そのほとんどが山付き区間となっている。河道は瀬・淵が連続し、斜面には落葉広葉樹やスギ等の植生がみられる。宇奈月ダムのダム湖周辺にはミズナラ群落が多く分布し、水際にはサワグルミやケヤキの群落が見られ、オシドリや絶滅危惧種のサンショウクイ等の鳥類が生息・繁殖している。黒部川周辺の湿地にはカジカガエル、ヒダサンショウウオ等の両生類が生息・繁殖している。瀬・淵には、カジカ、ニッコウイワナ、サクラマス（ヤマメ）等の魚類が生息・繁殖しており、礫底河床が形成されていることから産卵場にも適している。なお、宇奈月ダムの下流に位置する支川合流部ではサクラマス（ヤマメ）の産卵が確認されている。	・ 区間毎の植生、生物の追記
15	下流域は平瀬や早瀬が連続した流れを形成しており、アユ、ウグイ等が生息し、高水敷にはアキグミ、カワラサイコ等、洪水の攪乱を繰り返す砂礫河原を生育地とする植物が分布している。河口部周辺はコアジサシの集団繁殖地として利用され、シギ・チドリ類等の渡りの中継地、カモ類やカモメ類の越冬地となっており、ハマウツボ等の海浜植生も見られる。	下流域の河床勾配は約 1/120 であり、愛本から黒部川橋付近までの流れは交互砂州河道となっているが、そこから河口までの流れは複列砂州河道となっている。アキグミ、カワラハハコ等の礫河原を生育地とする植物が多く見られる。礫河原ではコチドリ等の鳥類が生息・繁殖しており、河口部の礫河原は絶滅危惧種のコアジサシが集団繁殖地として利用している。瀬・淵にはサクラマス（ヤマメ）やアユ、カジカ等の魚類が生息・繁殖しており、特に河口部の瀬にはカマキリ等の浮き石河床を好む回遊性の底生魚が生息している。湧水を起源とするやすらぎ水路や河口部の左岸側の湧水等による湿地環境には絶滅危惧種のトミヨが生息しており、ワンド・たま	・ 区間毎の植生、生物の追記

黒部川水系

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		りにはメダカ等の魚類が生息している。	
16		なお、特定外来生物として植物のオオキンケイギク、オオハンゴンソウ、両生類のウシガエルが確認されており、在来種の生息・生育・繁殖環境への影響が懸念されている。	・ 特定外来生物の内容を追記
17	黒部川の治水事業の歴史は古く、天正 8 年（1580 年）頃に、越中守護職の佐々成政が築堤を命じたのが始まりとされている。その後、藩政時代になり領主の前田利家が殖産興業の基盤として治山・治水政策を立て、黒部奥山の奥山廻り役人による森林管理や黒部川の両岸に堤防工事等が続けられた。	黒部川の治水事業の歴史は古く、天正 8 年（1580 年）頃に、越中守護職の佐々成政が築堤を命じたのが始まりとされている。その後、藩政時代になり領主の前田利家が殖産興業の基盤として治山・治水政策を立て、黒部奥山の奥山廻り役人による森林管理や黒部川の両岸に堤防工事等が続けられた。	
18	本格的な治水事業は、明治 17 年から富山県による改修工事が実施され、同 29 年にはオランダ人技師ヨハネス・デ・レーケの設計による霞堤の築造工事が沿岸各地に施工されたことにより、洪水ごとに氾濫・移動を繰り返してきた河道が現在の位置に定まったとされている。	本格的な治水事業は、明治 17 年（1884 年）から富山県による改修工事が実施され、同 29 年（1896 年）にはオランダ人技師ヨハネス・デ・レーケの設計による霞堤の築造工事が沿川各地に施工されたことにより、洪水ごとに氾濫・移動を繰り返してきた河道が現在の位置に定まったとされている。	・ 西暦追記
19	昭和 9 年 7 月の大洪水を契機に、同 12 年には内務省直轄河川として黒部川の改修事業に着手し、基準地点愛本において計画高水流量 4,200m ³ /s と定めて同地点から河口までの 13.2km 間の洪水防御を目的とした。その後、堤防、護岸、洪水流を制御するためコンクリートを用いた巨大水制等を施工した他、昭和 26 年から同 42 年にかけて、天井川対策としてタワーエクスキャベーターによる大規模な河床掘削を実施した。	昭和 9 年（1934 年）7 月の大洪水を契機に、同 12 年（1937 年）には内務省直轄河川として、基準地点愛本において計画高水流量 4,200m ³ /s と定めて同地点から河口までの 13.2km 間の洪水防御を目的とした改修事業に着手した。 その後、堤防、護岸、洪水流を制御するためコンクリートを用いた巨大水制等を施工した他、昭和 26 年（1951 年）から同 42 年（1967 年）にかけて、天井川対策としてタワーエクスキャベーターによる大規模な河床掘削を実施した。	・ 西暦追記
20	昭和 45 年に一級河川に指定され、同 46 年に従来計画を踏襲した黒部川水系工事実施基本計画を策定した。	昭和 45 年（1970 年）に一級河川への指定を受け、同 46 年（1971 年）に従来計画を踏襲した黒部川水系工事実施基本計画を策定した。	・ 西暦追記
21	昭和 50 年には、同 34 年 7 月、同 44 年 8 月の大洪水等に鑑み、基準地点愛本における基本高水のピーク流量を 7,200m	昭和 50 年（1975 年）には、同 34 年（1959 年）7 月、同 44 年（1969 年）8 月の大洪水等に鑑み、基準地点愛本における	・ 西暦追記 ・ 表記の統

黒部川水系

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	$^3/s$ とし、上流ダム群により $1,000m^3/s$ を調節し、計画高水流量 $6,200m^3/s$ とする計画に改定した。昭和 50 年代以降は河床洗掘による破堤対策として護岸の根継ぎを実施する他、水衝部の河岸侵食対策として主に高水敷化した寄州に堤防補強機能をもつ「縦工」の整備を進めている。また、平成 13 年には宇奈月ダムが完成し、出し平^{だ だいら}ダム（関西電力）との連携排砂・通砂を実施している。	基本高水のピーク流量を $7,200m^3/s$ とし、上流ダム群により $1,000m^3/s$ を調節し、計画高水流量 $6,200m^3/s$ とする計画に改定した。昭和 50 年（1975 年）代以降は河床洗掘による破堤対策として護岸の根継ぎを実施する他、水衝部の河岸侵食対策として主に高水敷化した寄州に堤防補強機能をもつ「縦工」の整備を進めている。また、平成 13 年（2001 年）には宇奈月ダムが完成し、出し平^{だ だいら}ダム（関西電力）との連携排砂・通砂を実施している。平成 28 年（2016 年）より、中小洪水時における流向の改善を図り、河岸侵食及び洗掘を抑制するため、巨石付き盛土砂州による河岸防護工を実施している。	一
22		平成 9 年（1997 年）の河川法の改正に伴い、平成 18 年（2006 年）に策定された河川整備基本方針では、基本高水のピーク流量を基準地点愛本で $7,200m^3/s$ とし、このうち流域内の洪水調節施設により $700m^3/s$ を調節して、計画高水流量を基準地点愛本で $6,500m^3/s$ とする計画とした。	・ 現行河川整備基本方針の策定を追記
23		平成 21 年（2009 年）11 月には、当面 30 年間での河川整備の計画として黒部川水系河川整備計画（大臣管理区間）を策定、令和 6 年（2024 年）に変更し、戦後に発生した最大規模の洪水である昭和 44 年（1969 年）8 月洪水と同規模の洪水が発生しても外水氾濫による浸水被害を防止することを整備目標とし、堤防整備や河道掘削等による河積の確保や、洗掘・侵食に対する急流河川対策を実施してきた。	・ 現行河川整備計画の策定を追記
24	砂防事業については、上流荒廃地からの土砂流出を抑制するため、昭和 36 年から直轄砂防事業に着手している。一方、海岸事業は、海岸侵食や波浪被害を防止するため、昭和 35 年から直轄海岸事業に着手している。		・ 28 へ移動
25		平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（2015 年）を受けて、平成 27 年（2015 年）12 月に策定された「水防災意識社会 再構築ビ	・ 水防災意識社会再構

黒部川水系

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		ジョン」に基づき、平成 28 年（2016 年）5 月に黒部川大規模氾濫に関する減災対策協議会を組織し、「水防災意識社会」の再構築を目的に国・県・市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進してきた。	策に関する取組の追記
26		令和 2 年（2020 年）5 月には、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者により黒部川水系治水協定が締結され、流域内にある 6 基の既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用し、水害発生防止に取り組んでいる。	・既存ダムの事前放流の取組の追記
27		さらに、気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化を踏まえ、治水対策を抜本的に強化するため、黒部川流域治水協議会が設立され、令和 3 年（2021 年）3 月に「黒部川水系流域治水プロジェクト」を策定・公表し、流域治水の取組を更に加速化・深化させるため、令和 6 年（2024 年）3 月に気候変動の影響を考慮した河川及び流域での対策方針を反映した、「黒部川水系流域治水プロジェクト 2.0」への更新を行った。今後は、河道掘削、堤防整備及び急流河川対策等の河川整備に加え、あらゆる関係者が協働して、霞堤の保全による氾濫流の拡大防止のための土地利用ルール検討、洪水氾濫時に被害対象を減少させるため立地適正化計画（防災指針等）の策定、マイ・タイムラインの作成等による水害リスクの周知等の取組などにより、流域における浸水被害の軽減を図ることとしている。 黒部市では平成 30 年（2018 年）3 月に策定した立地適正化計画に防災指針を追加する改訂を令和 6 年（2024 年）3 月に行った。そのなかで、ハード・ソフトの両面から災害リスクの低減に必要な取組として、霞堤内の水害リスク（土地利用のルール化）が盛り込まれている。	・流域治水プロジェクトの追記 ・立地適正化計画の追記

黒部川水系

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
28		なお、流域治水プロジェクトを進めるにあたっては、多様な機能を有する流域内の自然環境をグリーンインフラとして活用し、治水対策における多自然川づくりや自然環境の保全・再生、川を活かしたまちづくりの取組により、水害リスクの低減に加え、生態系ネットワークの形成や魅力ある地域づくり等に取り組んでいる。	・流域治水プロジェクトの取組の観点を追記
29		砂防事業は、昭和 8 年（1933 年）に富山県が支川で溪流保全工を施行し、その後、昭和 36 年（1961 年）に下流河川の河床上昇の要因である上流荒廃地からの土砂流出を抑制するため、直轄砂防工事に着手し事業を展開している。	・砂防事業について追記
30		海岸事業は、海岸侵食による国土消失防止及び沿岸地域の波浪による被害防止のため、昭和 35 年（1960 年）に国の直轄海岸に指定され、その後も昭和 52 年（1977 年）まで順次直轄海岸工事施行区域が拡大され事業を展開している。	・海岸事業について追記
31	河川水の利用については、農業用水として約 8,300ha におよぶ農地のかんがいに利用され、水道用水・消流雪用水等として黒部市等に供給されている。また、発電用水としての利用も盛んで、黒部川第四発電所をはじめとする 18 箇所の発電所で、総最大出力約 97 万 kW の発電が行われている。その他、河川水以外の利用として、名水百選に選ばれた扇状地の湧水群や豊富な地下水も生活用水・工業用水等に利用されている。	河川水の利用については、農業用水として約 8,000ha におよぶ農地のかんがいに利用され、水道用水・消流雪用水等として黒部市等に供給されている。また、発電用水としての利用も盛んで、黒部川第四発電所をはじめとする 28 箇所の発電所で、総最大出力約 99 万 kW の発電が行われている。その他、河川水以外の利用として、名水百選に選ばれた扇状地の湧水群や豊富な地下水も生活用水・工業用水等に利用されている。	・時点更新
32	平成 6 年から同 15 年の愛本地点における 10 年に 1 回程度の規模の渇水流量は 4.17m ³ /s である。	平成 26 年(2014 年)から令和 5 年(2023 年)の愛本地点における 10 年に 1 回程度の規模の渇水流量は 4.16m ³ /s である。	・時点更新 ・表記の統一
33	水質については、黒部ダム貯水池内の A 類型（湖沼）を除き全川で A A 類型（河川）であり、環境基準値を満足している。	水質については、黒部ダム貯水池内の A 類型（湖沼）を除き全川で A A 類型（河川）であり、環境基準値を満足している。	
34	河川の利用については、河川沿いに桜づつみや河川公園等	河川の利用については、河川沿いに桜づつみや河川公園等	

黒部川水系

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	が整備され、スポーツ、散策、釣り等の人々の憩いの場として利用されている。また、「暴れ川」黒部川を治める歴史的な治水施設、利水施設も数多く存在し、治水事業や水利用の歴史・役割を学ぶ場となっている。	が整備され、スポーツ、散策、釣り等の人々の憩いの場として利用されている。また、「暴れ川」黒部川を治める歴史的な治水施設、利水施設も数多く存在し、治水事業や水利用の歴史・役割を学ぶ場となっている。	
35		その他、地域住民との連携により河川をフィールドとした河川愛護活動、河川清掃、環境学習等が各地で行われており、地域住民の憩いや交流の場として、様々な形で密接に関わっている。	・ 河川の利用について追記
36	(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
37	黒部川水系では洪水氾濫等による災害から貴重な生命・財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図る。また、地域の産業を支える農業用水・発電用水等を供給し、黒部峡谷と清冽な水とが調和した雄大な河川景観や砂礫河原が卓越した河川環境を保全、継承するとともに、地域の個性と活力、黒部川の歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。	黒部川水系では、気候変動の影響により頻発化・激甚化する水災害に対し、貴重な生命・財産を守り、地域住民の安全と安心を確保するための社会基盤の整備を図る。また、地域の産業を支える農業用水・発電用水等を安定的に供給し、黒部峡谷と清冽な水とが調和した雄大な河川景観や砂礫河原が卓越した河川環境を保全、継承するとともに、地域の個性と活力、黒部川の歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開し、持続可能で強靱な社会の実現を目指す。	・ 気候変動の観点を追記 ・ 表現の適正化
38		黒部川水系では、想定し得る最大規模までのあらゆる洪水に対し、人命を守り、経済被害を軽減するため、河川の整備の基本となる洪水の氾濫を防ぐことに加え、氾濫の被害をできるだけ減らすよう河川等の整備を図る。さらに、集水域と氾濫域を含む流域全体で、あらゆる関係者が協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進するため、関係者の合意形成を促進する取組の実施や、自治体等が実施する取組の支援を行う。	・ 流域治水の観点を追記
39		本川及び支川の整備にあたっては、黒部川水系の流域特性	・ 流域治水

黒部川水系

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		を踏まえ、急流河川である黒部川における洪水の流下特性や想定される被害の特徴に応じた対策を講じるとともに、本支川及び上下流バランスや背後地状況等を考慮し、沿川の土地利用と一体となった貯留・遊水機能の整備を通じ、それぞれの地域で安全度の向上・確保を図りつつ、流域全体で水災害リスクを低減するよう、水系として一貫した河川整備を行う。	の観点を追記
40		そのため、大臣及び県の管理区間でそれぞれが行う河川整備や維持管理に加え、河川区域に接続する沿川の背後地において市町等と連携して行う対策について、相互の連絡調整や進捗状況等の共有について強化を図る。また、黒部川水系の特性を踏まえた流域治水の普及を図るため、関係機関の適切な役割分担により自治体が行う土地利用規制・立地の誘導等と連携・調整し、住民と合意形成を図るとともに特定都市河川浸水被害対策法等に基づく計画や規制の活用も含めて検討を行い、まちづくりと一体となった流域治水の深化を図る。	・流域治水の観点を追記
41		なお、気候変動の影響が顕在化している状況や温暖化により台風経路が東に偏る可能性や、北陸地方を含む日本海側で有意に梅雨豪雨の増加が示唆される研究成果も踏まえ、官学が連携して水理・水文や土砂移動、水質、水温及び動植物の生息・生育・繁殖環境に係る観測を継続的に行い、温暖化に対する流域の降雨・流出特性や洪水の流下特性、降雨量、日本海寒帯気団収束帯（JPCZ、Japan-sea Polar airmass Convergence Zone）による顕著な降雪の発生も踏まえた降雪・融雪量等の変化、河川生態系等への影響の把握に努め、これらの情報を流域の関係者と共有し、施策の充実を図る。	・気候変動の影響に関するモニタリングの追記 ・日本海寒帯気団収束帯に関する追記
42		併せて、流域全体で総合的かつ多層的な治水対策を推進するためには、様々な立場で主体的に参画する人材が必要であることから、より多くの関係者が黒部川への認識を深めるた	・人材育成の観点を追記

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		めの防災・環境教育などの取組を進める。また、大学や研究機関、河川に精通する団体等と連携し、専門性の高い様々な情報を立場の異なる関係者に分かりやすく伝えられる人材の育成に努める。	
43	このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害の発生状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史・文化並びに河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業や下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。	このような考えのもと、河川整備の現状、砂防・治山工事の実施及び水害発生の状況、河川利用の現況（水産資源の保護及び漁業を含む）、扇状地における都市及び水田等の構造やその歴史的な形成過程、流域の歴史・文化並びに河川環境の保全・創出を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業や下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。	・表現の適正化
44	治水・利水・環境にわたる健全な水循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等について、関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組む。	水のもたらず恩恵を享受できるよう、関係する行政等の公的機関・有識者・事業者・団体・住民等の様々な主体が連携して、流域における総合的かつ一体的な管理を推進し、森林・河川・農地・都市等における貯留・涵養機能の維持及び向上、並びに安定した水供給・排水の確保、持続的な地下水の保全と利用、水インフラの戦略的な維持管理・更新、水の効率的な利用と有効利用、水環境、水循環と生態系、水辺空間、水文化、水循環と地球温暖化を踏まえた水の適正かつ有効な利用の促進等、健全な水循環の維持又は回復のための取組を推進する。	・表現の適正化 ・流域総合水管理の観点の追記
45	河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。	河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全、並びに地域経済の活性化やにぎわいの創出の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。このため、河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる計画	・表現の適正化 ・河川の維持管理、賑わいの創出

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		を定め、予防保全型のメンテナンスサイクルを構築し、実施体制の充実を図るとともに、河川の状態や社会経済情勢の変化等に応じて、継続的・順応的に適宜見直しを行う。	の観点、予防保全のメンテナンスサイクルの確立に関する追記
46	上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、健全な流砂系の維持等を目的とした土砂移動に関する調査・研究に取り組むとともに、宇奈月ダム等による連携排砂・通砂の着実な実施等により、上流で発生した土砂を下流河道及び海岸に流下させ、安定した河道の維持及び海岸の侵食防止や河川・海岸環境の保全等に努める。	土砂移動に関する課題に対し、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の観点から、河川、ダム、砂防及び海岸において、ダムや堰の施設管理者や海岸、砂防、治山関係部局等の関係機関と連携し、流域における河床材料や河床高の経年変化、土砂移動量の定量把握、土砂移動と河川生態系への影響に関する調査・研究に取り組む。 また、上流域の土砂生産に伴い中下流部への土砂流出が活発であるとともに、扇頂部における洗掘、侵食、河口部における冬季風浪による砂州の形成等、非常に土砂移動の激しい河川特性であることを踏まえ、過剰な土砂流出を抑制するための砂防堰堤等の整備、出し平ダムと宇奈月ダムの連携排砂等による下流への適切かつ効果的な土砂供給、河川生態系の保全・創出、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切な土砂移動の確保等、流域全体での総合的な土砂管理について、関係部局が連携して取り組む。	・総合的な土砂管理の追記
47		なお、土砂移動に起因する課題については対策を進めてきているが、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、官学が連携し気候変動の影響の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対策を実施していく。	・総合的な土砂管理の追記
48		総合的な土砂管理は治水・利水・環境のいずれの面においても重要であり、相互に影響し合うものであることを踏まえて、	・総合的な土砂管理の

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		流域の源頭部から海岸まで一貫した取組を進め、河川の総合的な保全と利用を図る。	追記
49	ア 災害の発生防止又は軽減	ア 災害の発生防止又は軽減	
50	災害の発生防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行うとともに、流出土砂が多い急流河川であることを踏まえ、透過型砂防えん堤等の砂防施設の整備による土砂流出の抑制・調節や宇奈月ダム等による連携排砂・通砂と併せて、黒部川の自然環境に配慮しながら、堤防の整備や強化、河道掘削等により、計画規模の洪水を安全に流下させる。特に、急流河川特有の土砂を含んだ流水の強大なエネルギーにより引き起こされる洗掘や侵食から洪水氾濫を防ぐため、根継護岸工や縦工等の対策を行う。なお、河道掘削による河積の確保等にあたっては、掘削する河床材料の粒径など河道の安定・維持及び周辺地下水への影響に配慮するとともに、上流からの土砂供給や河道への堆積状況、洪水時の河床変動等を監視・把握しながら計画的に実施する。さらに、総合的な土砂管理計画を立案し、安定した河道の維持や効率的な維持管理を実施するための調査・研究に取り組む。	災害の発生防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、背後地の人口・資産の集積状況をはじめ、河道や沿川の状況等を踏まえ、流域の土地利用、本川や支川の沿川地域の水害リスクの状況、河川空間や河川水の利活用、土砂移動の連続性や生物・物質循環、黒部川の豊かな自然環境等に配慮し、歴史・文化等と調和を図りながら、それぞれの地域特性にあった治水対策を講じ、水系全体として本支川ともにバランスよく治水安全度を向上させる。 本川の整備にあたっては、扇状地区間において人口・資産が集積していることから、氾濫被害をできるだけ軽減するよう愛本狭窄部周辺の堤防強化対策等を行うとともに、急流河川特有の洪水時における強大なエネルギーによる土砂移動により引き起こされる洗掘や侵食から扇状地区間における洪水氾濫を防ぐため、堤防安全度評価等の結果を踏まえ、上下流バランスを考慮した河川整備を行う。	・表現の適正化 ・河川整備の留意点の拡充 ・一部 47 へ移動
51		これらの方針に沿って急流河川対策を実施するものとし、実施にあたっては堤防安全度評価により必要な整備を行い堤防の安全性を確保するものとする。なお、従前の急流河川対策については、洗掘等への局地的な対処を念頭に取り組んできたところであるが、急流河川特有の洪水時における強大なエネルギーに対しては、増水期および減水期における砂州の発達・移動、偏流の発生、砂州と堤防との位置関係などの面的・動的な土砂移動過程を踏まえ、水位や出水規模に応じて、巨石付き盛土砂州を用いた河岸防護工等による低水路にお	・基本高水に対する洪水防御の観点を追加 ・一部 46 から移動

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		る対応、護岸や水制等による高水敷・堤防における対応が一体となった河道管理による多重的な防御を行い、洪水を安全に流下させることが必要である。このように、急流河川における治水対策については、局地的な対処から、河川全体を俯瞰し、流量規模にかかわらず、急流河川特有の流水の通常的作用による侵食等に対して安全を確保する対策へ戦略的な転換を図る。今後の安全度評価については、これらに順応した指標とすべく、最新の技術的知見を踏まえた調査・研究に取り組む。 河積の確保にあたっては、堤防整備、河道の掘削により河積を増大させるものとする。 気候変動の影響により、降雨や流量の増大、流域における土砂生産や河道内の土砂移動の変化、河岸侵食・局所洗掘の進行等が生じる可能性がある。このため、急流河川である黒部川の特徴を踏まえ、これらの水収支・土砂収支の状況の把握に努めるとともに、総合的な土砂管理と連携の下、適切な土砂移動の確保に配慮しつつ、堤防や河川管理施設の安全性確保のため必要な侵食対策を実施し、河道の安定と生態系の保全・創出の両立を図る。扇状地を形成する黒部川では、氾濫流が扇状地全体へ拡散しやすい特性を有することから、地域の歴史の中で治水システムとして形成されてきた霞堤について、氾濫水を河道へ戻す機能や二線堤機能等の維持・向上に努める。霞堤は、生物の避難場や河川と氾濫原との連続性を確保する機能を有することから、気候変動への適応と生態系保全の両立を図るグリーンインフラとしての保全と活用を図る。 また、施設管理者等と連携して、流域内の既存ダム of 最大限の活用も含めた、洪水調節施設等の検討・整備により、洪水に	

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		対し災害の発生の防止又は軽減を図る。 なお、既存ダムの最大限活用の検討等にあたっては、施設管理上の負担軽減にも留意するものとする。 河道掘削等による河積の増大にあたっては、河道の安定・維持に配慮するとともに、上下流一律で画一的な河道形状を避け、良好な環境を有する区間の形状や中州の冠水頻度等を参考としながら、目標とする河道内の生態系に応じて掘削深や形状を工夫するとともに、河川が有している自然の復元力を活用する。また、土砂移動や河床変動の特性を踏まえ、砂州及びみお筋の形成・変動に配慮するとともに、必要に応じて低水幅の適正化を図るなど、急流河川特有の河道形成プロセスを踏まえた河道管理を行う。さらに、河川的作用による変化等をモニタリングし、順応的な対応を行う。	
52		洪水の流下阻害など治水上の支障となるおそれのある堰・橋梁等の横断工作物については、洪水時における急流河川特有の強大なエネルギーを踏まえ、関係機関と横断工作物への影響や河道内の土砂移動の状況等に関する情報を共有する等調整・連携を図りながら、必要な対策を実施する。 河口部の砂州をはじめ、河床変動については、河床高や河床材料の変化を踏まえつつ、洪水時の本川の水位の縦断変化等について継続的な調査観測を実施し、結果を反映した河川整備や適切な維持管理を実施する。	・横断工作物の内容を追記 ・河床変動に関する調査の追記
53		貯留・遊水機能の確保など洪水調節機能の強化にあたっては、農地など周辺の土地利用の状況や影響、自然環境の多様な機能、河川・湖沼の連続性を踏まえながら関係者と調整の上、営農等との両立も踏まえた検討を行うとともに、ネイチャーポジティブを踏まえた環境の保全・創出を図る。また、流域や沿川の土地利用状況等も踏まえ、貯留・遊水機能が期待	・洪水調節機能強化の観点の追記 ・D×の推進の観点の追記

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		できる土地について、関係機関等と連携して維持・保全に努める。 さらに、気象予測の情報技術の進展や、水文観測・流出解析の精度向上等を踏まえ、より効果的な洪水調節の実施と総合的な運用を図る。併せて、流域内の既存ダムにおいては、施設管理者との相互理解・協力の下、降雨の予測技術の活用や観測網の充実、施設操作等に必要なデータ連携により、関係機関が連携した効果的な事前放流の実施に努める。また、これらの実施にあたっては、施設管理上の負担が過度とならないよう、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を積極的に推進する。	
54		段階的な河川整備の検討に際しては、さまざまな洪水が発生することを想定し、基本高水に加え発生が予測される降雨パターンをアンサンブル予測降雨データ等も活用しながら可能な限り考慮するとともに、線状降水帯の発生状況を含めた降雨パターンの傾向の変化にも留意する。 また、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制するなど、水系における被害最小化の観点を考慮して対策の優先順位を検討し、河川整備を実施する。その際には、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じて、関係機関との連絡調整を図る。	・気候変動により発生が予想される降雨パターンへの対応の追記
55		想定最大規模を含めた基本高水のピーク流量を上回る洪水及び整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、水害に強い地域づくりの推進により住民等の生命を守ることを最優先とし、流域全体で一丸となって、国の関係機関・富山県・流域 1 市 2 町・流域内の企業や住民等、	・施設能力以上の洪水への対応の追記 ・水害に強

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		あらゆる関係者が水害に関するリスク情報を共有し、水害リスクの軽減に努めるとともに、水害発生時には逃げ遅れることなく命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためのあらゆる対策を速やかに実施していく。この対策にあたっては、低中高頻度など複数の確率規模の浸水想定や、施設整備前後の浸水想定など、多段的なハザード情報を活用していく。また、広域的に観測障害が生じる場合にも備え、観測機器の多重化、冗長化を進める。	い地域づくりの観点の追記
56	計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう必要に応じた対策を実施するとともに、氾濫被害の軽減効果等を有する霞堤については、適切に存置等を行う。さらに、洪水や土砂流出等による被害を極力抑えるため、既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報及び水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。また、ハザードマップの作成支援、地域住民も参加した防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図る。	さらに、想定し得るあらゆる洪水に対し、流域の関係者と連携し、人命を守り経済被害の軽減に取り組む。 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用や雨水貯留等の状況の変化、既存ダム の事前放流の実施状況等の把握、及び治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。 被害対象を減少させるために、流域の関係者に低中高頻度といった複数の確率規模の浸水や施設整備前後の浸水を想定した多段的なハザード情報を提供する等、関係市町や県の都市計画・建築部局がハザードの要因や特徴等を理解し、地域の持続性を踏まえ、立地適正化計画の枠組等の活用による水害リスクを考慮した土地利用規制や立地の誘導等の防災まちづくりを推進できるよう技術的支援を行う。	・関係機関や地域住民、民間企業等と連携した推進について追記
57		洪水、津波、高潮、土砂災害等及びこれらの複合による被害の軽減、早期復旧・復興のため、支川や内水を考慮した複合的なハザードマップや災害対応タイムライン等の作成・改良を促進するとともに、地域住民等への周知や防災訓練での活用を図り、地域住民による自主的な防災行動を基軸に、地域への来訪者を含め、適切な防災行動の実現を目指す。また、平常	・ソフト対策を追記 ・関係機関や地域住民等と連携する内容を踏

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		時から防災意識を向上するとともに、適切な防災行動がとれるよう、防災教育や地域防災リーダー育成等を支援し、地域防災力の強化を促進する。 また、既往洪水の実績や隣接する他河川の洪水時の影響等も踏まえ、洪水予報及び水防警報の充実や、水防活動との連携、河川情報の収集・伝達体制及び警戒避難体制の充実を図る。また、災害被害を軽減するためには、住民の自発的な取組、地域コミュニティの助け合いによる取組、行政による取組が不可欠であるという自助・共助・公助の精神の下、市町長による避難指示等の適切な発令や、住民等の自主的な避難、広域避難の自治体間の連携、的確な水防活動、円滑な応急活動の実施等を促進することで、地域防災力の強化を推進する。 さらに、デジタル技術の導入と活用で、個々に置かれた状況や居住地の水災害リスクに応じた適切な防災行動がとれるよう地域住民や外国人観光客を含む来訪者の理解促進に資する啓発活動を促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携した防災訓練等により、自主的な避難の実効性の確保に努める。	まえて追記
58		土砂・洪水氾濫による被害のおそれがある流域においては、沿川の保全対象の分布状況を踏まえ、一定規模の外力に対し土砂・洪水氾濫及び土砂・洪水氾濫時に流出する流木による被害の防止を図るとともに、それを超過する外力に対しても被害の軽減に努める。 対策の実施にあたっては、土砂、流木の生産抑制・捕捉等の対策を実施する関係機関と連携・調整を図り、土砂の流送制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施する。併せて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫によるハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。	・土砂・洪水氾濫対策の取組の追記

黒部川水系

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえ対策を検討・実施する。	
59		内水被害にあたっては、気候変動による降雨分布の変化に注視し、河道や沿川の状況等を踏まえ、関係機関と連携・調整を図りながら、河川の整備や下水道の整備等に加え、流出抑制に向けた保水・貯留機能を確保する対策、土地利用規制等、自治体を実施する内水被害の軽減対策に必要な支援を実施する。	・内水被害軽減対策に必要な支援の追記
60		河口砂州等については、砂州形状や洪水時の水面形等を継続的に監視し、気候変動による海面水位の上昇の影響把握に努め、洪水の疎通に対する支障とならないよう適切に維持・管理する。	・河口砂州の観点の追記
61		河川津波対策にあたっては、発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として住民等の生命を守ることを最優先とし、津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指すものとする。 また、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす「計画津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防御するものとする。さらに、地震・津波対策のため、堤防・樋門等の耐震・液状化対策を実施する。	・地震、津波対策の観点の追記
62		さらに、洪水・地震・津波・高潮防災のため、遠隔操作設備の整備、復旧資機材の備蓄、情報の収集・伝達手段の多重化・	・防災拠点整備の追記

黒部川水系

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		冗長化、復旧活動等を目的とする防災拠点等の整備を行う。	
63	急流河川に起因する局所洗掘による護岸決壊等が頻発していることを踏まえ、堤防、護岸等の河川管理施設の機能を常に良好な状態に確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検をきめ細かにを行い河川管理施設及び河道の状態を的確に把握し、維持補修、機能改善等を計画的に行うとともに、河川空間監視カメラによる監視等の施設管理の高度化、効率化を図る。また、宇奈月ダムについては、操作が確実にいえるよう施設の点検、維持補修を適切に行うとともに、排砂・通砂によりダム機能の維持を図る。排砂・通砂に伴う新たな課題に対しては、その影響を把握し、適切な対応を講ずる。	堤防・護岸・洪水調節施設・床止・樋門等の河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検をきめ細かく実施し、河川管理施設及び河道の状態を的確に把握する。維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持するとともに、河川管理施設の無動力化・遠隔監視化や河川監視カメラによる河川等の状況把握等の施設管理の高度化・効率化を図る。宇奈月ダムについては、操作が確実にいえるよう施設の点検、維持補修を適切に行うとともに、排砂・通砂によりダム機能の維持を図る。排砂・通砂に伴う新たな課題に対しては、その影響を把握し、適切な対応を講ずる。 また、流域全体を俯瞰し、維持管理の最適化が図られるよう、国及び県の河川管理者間の連携強化に努める。	・ 河川管理施設の維持管理の追記
64	河道内の樹木については、樹木の阻害による洪水位への影響を十分に把握し河川環境の保全に配慮しつつ、洪水の安全な流下を図るために計画的な伐採等の適正な管理を実施する。	河道内の樹木については、樹木による河積阻害が洪水位に及ぼす影響を十分に把握し、河川環境の保全や創出を図りつつ、洪水の安全な流下を図るため、樹木の繁茂状況等をモニタリングしながら、計画的な伐採等適正な管理を実施する。また、河道内の洲の発達や深掘れの進行等についても、適切なモニタリング及び管理を実施する。	・ 表現の適正化
65		加えて、流域対策の検討状況、科学技術の進展、将来気候の予測技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携し、更なる治水対策の改善に努める。	・ 治水対策に関する改善の考え方を追記
66	本川の整備にあたっては、扇状地区間において人口・資産が集積していることから、氾濫被害ができるだけ軽減するよう愛本狭窄部周辺の堤防強化対策等を行うとともに、扇状地区間における急流河川の堤防安全度評価や災害ポテンシャル等		・ 50 へ移動

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	を踏まえつつ、上下流バランスを考慮し水系一貫した河川整備を行う。		
67	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	
68	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、現状において必要な流量が概ね確保されているが、農業用水等の安定供給や流水の正常な機能の維持、良好な水環境の改善のため、今後とも関係機関と調整しながら、既存施設の有効活用等による適切な水資源の確保を行うとともに、広域的かつ合理的な水利用の促進を図る。	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、 現在、良好な河川環境のもとに水利用がなされていることから、今後とも適正な水利用が図られるよう努める。	・表現の適正化
69	また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。	また、渇水等の被害を最小限に抑えるため、 渇水関連情報の提供、情報伝達体制の整備を行うとともに、広域的かつ合理的な視野に立った水利使用者相互間の水融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。さらに、気候変動の影響による降雨量や降雪量、地下水、流況の変化、及び扇状地の水利用状況等の把握に努め、関係者と共有を図る。 発電水利使用に伴う減水区間については、発電ダム等から下流区間の河川環境の保全等のため、減水の緩和に努める。	・83 から一部移動 ・表現の適正化 ・気候変動による流況の変化等の把握の観点の追記
70	ウ 河川環境の整備と保全	ウ 河川環境の整備と保全	
71	河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と黒部川の関わりを考慮しつつ、河床の変動性が大きい急流河川としての特性を踏まえ、黒部川の流れが生み出した良好な河川景観や豊富な地下水等を保全し、多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。このため、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理をはじめとした河川環境管理の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推	河川環境の整備と保全・ 創出 に関しては、これまでの流域の人々と黒部川との 歴史的・文化的な 関わりを考慮しつつ、河床の変動性が大きい急流河川としての特性を踏まえ、黒部川の流れが生み出した良好な河川景観や豊富な地下水等を保全・ 創出し、生物の多様性が向上することを目指して良好な河川環境の保全・創出を図るとともに、 多様な動植物が生息・生育・ 繁殖 する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。このため、河川環境の整備と保全・ 創出 が適切に行われる	・表現の適正化

黒部川水系

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	進する。	よう、空間管理をはじめとした河川環境管理の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。	
72		このため、黒部川流域の自然的、社会的状況を踏まえ、土砂動態にも配慮しながら、ネイチャーポジティブの観点からも、河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の保全・創出を図る。河川工事等においては多自然川づくりを推進し、流域の生態系ネットワークの形成にも寄与する良好な河川環境の保全・創出を図る。河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、影響を事前に予測し、できるだけ影響を回避・低減し、良好な河川環境の保全・創出を図る。また、劣化若しくは失われた河川環境の状況に応じて、河川工事等により、かつての良好な河川環境の再生・創出を図る。実施にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら川づくりを推進する。 河川環境の保全・創出の実施にあたっては、当該河川環境の目標を見据え、重要種を含む多様な動植物を育む瀬・淵やワンド、河岸、河畔林、河口砂州等の定期的なモニタリングによって生息場及び動植物の応答を確認しつつ、順応的に対応することを基本とする。また、河川環境の重要な要素である土砂動態等を把握し、河川生態系の保全や砂州の保全、海岸線の保全のための適切な土砂供給と、河床の動的平衡の確保に努める。さらに、新たな学術的な知見も取り入れながら、生物の生活史全体を支える環境の確保を図る。	・環境目標設定やその考え方について追記 ・実施の基本について追記
73		黒部川流域においては、霞堤開口部から流入する農業用水路等を利用した「やすらぎ水路」、渡り鳥であるコアジサシ等の繁殖地、湧水等による湿地環境等の特徴的な生態系を次世代に継承するため、河川を基軸とした生態系ネットワークの形成に着目し、上下流や支川、流入水路等との連結性を維持・	・生態系ネットワーク、グリーンインフラの観点の追

黒部川水系

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		確保するとともに、河道掘削や貯留機能の確保等に際して、コチドリ等の鳥類が生息・繁殖する礫河原やサクラマス（ヤマメ）等が生息・繁殖する瀬や淵等を生態系ネットワークの形成に寄与するグリーンインフラとして保全・創出する。また、地域と連携し、河川周辺の水田・湿地・森林・海岸など流域全体における自然環境をグリーンインフラとして保全・創出する取組を推進する。 さらに、まちづくりや地域活動との連携を通じて、保水・遊水機能の発揮や、水辺の利活用、地域の魅力の向上、安全で質の高い生活環境の形成など、グリーンインフラの多面的な機能を活用した地域づくりを推進する。	記
74	動植物の生息地・生育地の保全については、黒部川の下流風景でありアキグミ群落が発達している砂礫河原や下流の湧水箇所、霞堤内等の黒部川特有の動植物の生息・生育環境を保全する。さらに、瀬と淵が交互に連続する河床形態について、治水面と調和を図りつつ保全に努めるとともに、アユの遡上環境や礫底を好むカジカ等の生息環境、コアジサシの集団営巣地となる砂州の保全等に努める。また、洪水時等における魚類の避難所や稚仔魚の生育の場としての機能を有する支川等において、必要な措置を講ずる。		・ 区分毎に記載のため削除
75		黒部川の源流域から黒薙川合流点付近までの山岳部を流れる黒部川上流域においては、絶滅危惧種のクマタカ等の鳥類、絶滅危惧種のニホンカモシカ等の哺乳類が生息・繁殖する森林の保全を図る。また、ニッコウイワナ等の魚類が生息・繁殖する瀬・淵の保全を図る。	・ 区分毎の方針を追記
76		黒薙川合流部から愛本までの山地区間を流れる黒部川中流域においては、オシドリや絶滅危惧種のサンショウクイ等の鳥類が生息・繁殖する森林やカジカガエル等の両生類が生息・	・ 区分毎の方針を追記

黒部川水系

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		繁殖する黒部川周辺の湿地の保全を図る。また、カジカ、ニッコウイワナ、サクラマス（ヤマメ）等の魚類が生息・繁殖する瀬・淵やサクラマス（ヤマメ）の産卵場である瀬の保全・創出を図る。	
77		愛本から扇状地帯を流れる黒部川下流域においては、コチドリ等が生息・繁殖し、アキグミやカワラハハコ等が生育する礫河原の保全・創出を図る。また、サクラマス（ヤマメ）やアユ、カジカ等の生息・繁殖環境である瀬や淵、絶滅危惧種のトミヨ等が生息するやすらぎ水路やメダカ等が生息するワンド・たまりの保全・創出を図る。	・区分毎の方針を追記
78		黒部川河口部においては、絶滅危惧種のコアジサシが生息・繁殖する礫河原の保全・創出を図る。また、絶滅危惧種のトミヨ等が生息する湧水等による湿地環境の保全を図る。	・区分毎の方針を追記
79		特定外来生物の生息・生育が確認された場合には、在来種への影響を軽減できるよう、地域住民や関係機関と連携しながら外来種の分散・拡大の防止など適切な対応を行う。	・特定外来生物への対応を追記
80	良好な景観の維持・形成については、扇状地の田園地帯や「暴れ川」黒部川との闘いの歴史遺産でもある巨大水制をはじめとした各種治水施設等と調和のとれた河川景観を維持するとともに、広い砂礫河原等の多様な河川景観の保全に努める。	良好な景観の保全・創出については、扇状地の田園地帯や「暴れ川」黒部川との闘いの歴史遺産でもある巨大水制をはじめとした各種治水施設等と調和のとれた河川景観を維持するとともに、広い砂礫河原等の多様な河川景観の保全に努め、沿川の土地利用状況との調和を図りつつ、関連計画を策定する沿川自治体等と連携し、観光資源や貴重な憩いの空間としての水辺景観の保全・創出を図る。	・表現の適正化
81	人と河川との豊かなふれあいの確保については、「暴れ川」であるがゆえ先人の苦労を物語る特有の治水工法技術と、治水の歴史と敬水の精神を伝え育てるために、歴史的な各種治水・利水施設等を含めて、黒部川自体を自然とのふれあいや歴史・風土・環境の学習ができるフィールドミュージアムと	人と河川との豊かなふれあいの確保については、「暴れ川」であるがゆえ先人の苦労を物語る特有の治水工法技術と、治水の歴史と敬水の精神を伝え育てるために、歴史的な各種治水・利水施設等を含めて、黒部川自体を自然とのふれあいや歴史・風土・環境の学習ができるフィールドミュージアムと	・人と河川との豊かなふれあいの確保を追記

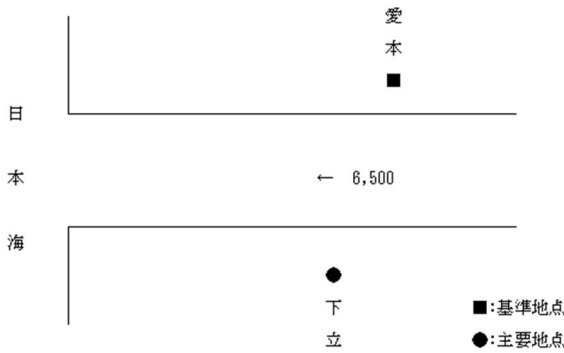
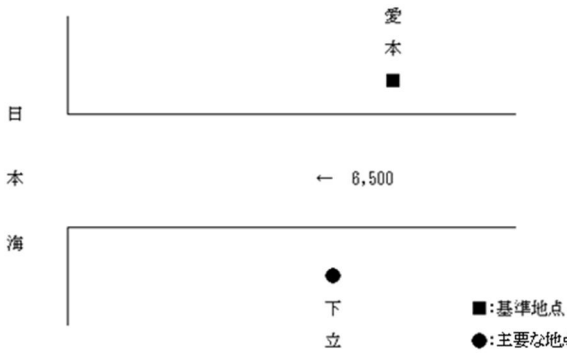
	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	して活用し、整備・保全を図る。また、地域住民の憩いの場として高水敷等の水辺空間に対する多様なニーズを踏まえ、自然環境との調和を図りつつ、適正な河川利用の促進に努める。	して活用し、整備・保全を図る。また、地域住民の憩いの場として高水敷等の水辺空間に対する多様なニーズを踏まえ、自然環境との調和を図りつつ、適正な河川利用の促進に努める。 その際、高齢者をはじめとして誰もが安心して川や自然に親しめるようユニバーサルデザインに配慮する。また、沿川の自治体が立案する地域計画等と連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分反映する等、地域の活性化や持続的な地域づくりのため、まちづくりと連携した川づくりを推進する。	
82	水質については、河川利用や水利用の状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質の保全に努める。	水質については、河川の利用状況や沿川地域等の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携をとりながら、良好な水質の保全を図る。	・表現の適正化
83	発電水利使用に伴う著しい減水区間については、発電ダムから下流の河川環境保全等のための放流に関する調整を進め、減水区間の緩和に努める。	発電水利使用に伴う著しい減水区間については、発電ダムから下流の河川環境保全等のための放流に関する調整を進め、減水区間の緩和に努める。	
84	総合的な土砂管理については、流砂系の総合土砂管理の先進事例として、宇奈月ダム等の連携排砂・通砂を一定規模の洪水にあわせ、より自然の土砂流下に近いかたちで下流に土砂を供給し、河川・海岸環境の保全に努めるとともに、上流から海岸における整合性のある管理を目指す。また、円滑な連携排砂・通砂に向けて、排砂等による環境影響を把握・監視するとともに、地域への情報提供に努める。	総合的な土砂管理については、流砂系の総合土砂管理の先進事例として、宇奈月ダム等の連携排砂・通砂を一定規模の洪水にあわせ、より自然の土砂流下に近い形で下流に土砂を供給し、河川・海岸環境の保全に努めるとともに、上流から海岸における整合性のある管理を目指す。また、円滑な連携排砂・通砂に向けて、排砂等による環境影響を把握・監視するとともに、地域への情報提供に努める。 また、出し平ダム及び宇奈月ダムにおける連携排砂等の先進的な取組の実施により、ダム堆砂抑制のみならず、土砂移動の連続性の確保や下流河道・海岸への土砂供給に関する知見が蓄積されてきている。これらの技術的知見やモニタリング成果を活用し、気候変動による土砂生産・土砂移動の変化	・表現の適正化 ・土砂管理の推進について追記

黒部川水系

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		も見据えながら、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理を推進する。	
85	河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理については、急流河川である黒部川の特長も踏まえつつ、動植物の生息・生育環境の保全に十分配慮するとともに、多様な利用が適正に行われるよう治水・利水・河川環境との調和を図る。	河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理については、急流河川である黒部川の特長も踏まえつつ、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、景観の保全について十分配慮するとともに、貴重なオープンスペースである河川敷の多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図る。	・表現の適正化
86	また、流域における良好な河川環境や河川景観、多様な水利利用状況を踏まえ、環境や景観に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に適切に反映させる。	また、環境や景観に関する情報収集やモニタリングを関係機関と連携しつつ適切に行い、河川整備や維持管理に反映させるとともに、得られた情報については、地域との共有化に努める。	
87	地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進する。そのため、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図るとともに、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等の取り組みを通じて、黒部川や流域の特徴、河川環境の整備と保全に関する理解や意識の高揚に努める。	さらに、川と流域が織り成す風土、文化、歴史を踏まえ、地域住民や団体、関係機関との連携を強化し、地域の魅力を引き出す積極的な河川管理を推進するとともに、生態系ネットワークの形成等と連携し、地域経済の活性化やにぎわいの創出を図る。実施にあたっては、河川に関する情報を住民に幅広く提供、共有すること等により、河川と住民等とのつながりや流域連携を促進し、河川清掃、河川愛護活動、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境学習等の支援の充実を図る等住民参加による河川管理を推進する。	・連携強化、環境教育について追記
88	2. 河川の整備の基本となるべき事項 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	2. 河川の整備の基本となるべき事項 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	
89	基本高水は、昭和 44 年 8 月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点愛本において 7,200m ³ /s とし、このうち流域内の洪水調節施設により 700m ³ /s を	基本高水は、昭和 44 年(1969 年) 8 月洪水、平成 10 年(1998 年) 7 月洪水等の既往洪水について検討し、気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮した結果、基準地点愛	・基本高水のピーク流量等を変更

黒部川水系

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由																														
	調節して、河道への配分流量を 6,500m³/s とする。	本においてそのピーク流量を 7,500m³/s とし、このうち流域内の洪水調節施設等により 1,000m³/s を調節し、河道への配分流量を 6,500m³/s とする。	・表記の統一																														
90		なお、気候変動の状況やその予測に係る技術・知見の蓄積や、流域の土地利用や保水・貯留・遊水機能の変化等に伴う流域からの流出特性や流下特性が変化し、また、その効果の評価技術の向上等、基本高水のピーク流量の算出や河道と洪水調節施設の配分に係る前提条件が著しく変化することが明らかとなった場合には、必要に応じこれを見直すこととする。	・気候変動の不確実性及び流域対策の今後の具体化への対応について追記																														
91	<table><tr><th colspan="5">基本高水のピーク流量等一覧表</th></tr><tr><th>河川名</th><th>基準地点</th><th>基本高水のピーク流量 (m³/s)</th><th>洪水調節施設による調節流量 (m³/s)</th><th>河道への配分流量 (m³/s)</th></tr><tr><td>黒部川</td><td>愛本</td><td>7,200</td><td>700</td><td>6,500</td></tr></table>	基本高水のピーク流量等一覧表					河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m³/s)	洪水調節施設による調節流量 (m³/s)	河道への配分流量 (m³/s)	黒部川	愛本	7,200	700	6,500	<table><tr><th colspan="5">基本高水のピーク流量等一覧表</th></tr><tr><th>河川名</th><th>基準地点</th><th>基本高水のピーク流量 (m³/s)</th><th>洪水調節施設等による調節流量 (m³/s)</th><th>河道への配分流量 (m³/s)</th></tr><tr><td>黒部川</td><td>愛本</td><td>7,500</td><td>1,000</td><td>6,500</td></tr></table>	基本高水のピーク流量等一覧表					河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m³/s)	洪水調節施設等による調節流量 (m³/s)	河道への配分流量 (m³/s)	黒部川	愛本	7,500	1,000	6,500	・基本高水のピーク流量等を変更
基本高水のピーク流量等一覧表																																	
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m³/s)	洪水調節施設による調節流量 (m³/s)	河道への配分流量 (m³/s)																													
黒部川	愛本	7,200	700	6,500																													
基本高水のピーク流量等一覧表																																	
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m³/s)	洪水調節施設等による調節流量 (m³/s)	河道への配分流量 (m³/s)																													
黒部川	愛本	7,500	1,000	6,500																													
92	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項																															
93	計画高水流量は、愛本において 6,500m³/s とし、その下流では河口まで同流量とする。	計画高水流量は、洪水調節施設等により調節して、基準地点愛本において 6,500m³/s とし、その下流では河口まで同流量とする。																															

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由																												
94	 黒部川計画高水流量図（単位：m³/s） 黒部川計画高水流量図	 黒部川計画高水流量図（単位：m³/s） 黒部川計画高水流量図																													
95	（３） 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	（３） 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項																													
96	本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。	本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。																													
97	主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表 <table><tr><th>河川名</th><th>地点名</th><th>河口又は合流点からの距離 (km)</th><th>計画高水位 (T. P. m)</th><th>川幅 (m)</th></tr><tr><td rowspan="2">黒部川</td><td>愛 本</td><td>13. 4</td><td>135. 42</td><td>63</td></tr><tr><td>下 立</td><td>11. 4</td><td>110. 55</td><td>505</td></tr></table> 注）T. P.： 東京湾中等潮位	河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 (T. P. m)	川幅 (m)	黒部川	愛 本	13. 4	135. 42	63	下 立	11. 4	110. 55	505	主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表 <table><tr><th>河 川 名</th><th>地点名</th><th>河口からの距離 (km)</th><th>計画高水位 (T. P. m)</th><th>川幅 (m)</th></tr><tr><td rowspan="2">黒部川</td><td>愛 本</td><td>13. 4</td><td>135. 42</td><td>63</td></tr><tr><td>下 立</td><td>11. 4</td><td>110. 55</td><td>505</td></tr></table> （注）T. P.： 東京湾中等潮位	河 川 名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T. P. m)	川幅 (m)	黒部川	愛 本	13. 4	135. 42	63	下 立	11. 4	110. 55	505	
河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 (T. P. m)	川幅 (m)																											
黒部川	愛 本	13. 4	135. 42	63																											
	下 立	11. 4	110. 55	505																											
河 川 名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T. P. m)	川幅 (m)																											
黒部川	愛 本	13. 4	135. 42	63																											
	下 立	11. 4	110. 55	505																											

黒部川水系

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
98		計画高潮位については、海岸管理者と連携し、気候変動による予測をもとに平均海面水位の上昇量や潮位偏差の増加量を適切に評価し、海岸保全基本計画との整合を図りながら必要に応じて設定を行う。	・気候変動による潮位への影響について追記
99	(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	
100	黒部川における愛本堰堤地点から下流の既得水利は、農業用水として 75.39m ³ /s、発電用水として最大 71.51m ³ /s、養魚用水として約 0.03m ³ /s の取水がある。これに対し、愛本地点（愛本堰堤取水後）における過去 17 年間（昭和 62 年～平成 15 年）の平均渇水流量は約 4.27m ³ /s、平均低水流量は約 5.59 m ³ /s である。	黒部川における愛本堰堤地点から下流の既得水利は最大で、農業用水として 75.39m ³ /s、発電用水として 71.51m ³ /s、養魚用水として約 0.03m ³ /s の取水がある。これに対し、愛本地点（愛本堰堤取水後）における過去 37 年間（昭和 62 年（1987 年）～令和 5 年（2023 年））の平均渇水流量は約 4.8m ³ /s、平均低水流量は約 5.9m ³ /s である。	・西暦追加 ・時点更新 ・表記の統一
101	愛本地点（愛本堰堤取水後）における流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、利水の現況、動植物の保護、景観、流水の清潔の保持等を考慮して、概ね 4.5m ³ /s とする。	愛本地点（愛本堰堤取水後）における流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、利水の現況、動植物の保護、景観、流水の清潔の保持等を考慮して、概ね 4.5m ³ /s とし、以て流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとする。	・表現の適正化
102	また、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。	また、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。	

黒部川水系

	黒部川水系河川整備基本方針（平成 18 年 9 月策定）	黒部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
103	（参考図）黒部川水系図	（参考図）黒部川水系図	変更理由 ・ 水系図を更新